

香料の健康被害に関する調査研究や香料の成分表示等を求める意見書

近年の香りブームの中、香料入りの柔軟仕上げ剤や消臭剤等により深刻な健康被害を受ける人がふえています。

学校や職場に行けなくなるほど深刻な状況になっており、平成29年に特定非営利活動法人日本消費者連盟が開設した香害110番には、213件もの苦情や悲鳴にも似た声が寄せられているほか、新たな公害である香害を社会問題と捉え、香料の必要性を疑問視する報道もされています。

日本では、業界による自主規制はあるものの、具体的な法的規制がなく、香料によって引き起こされるさまざまな症状に苦しむ人の多くが問題の解決に困難を感じています。

欧州連合（EU）は化粧品規制において、アレルゲンであることが明白な26種類について物質名を表示するように定め、配合量も規制しています。また、多国籍企業ユニリーバのアメリカ法人は平成29年2月、自社パーソナルケア製品（身体用洗浄剤）に配合されている香料成分を平成30年末までに開示すると発表しています。

日本においても、消費者が健康で安心して暮らすため、まずは実態把握や香料の健康被害に関する調査研究を行い、製品の香料成分の表示など消費者へ十分な情報を提供すべきであり、香料の規制に向けて取り組みを進めていくことが急務です。

よって、国におかれましては、子供たちが安心して学校等で学び、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、家庭用品に含まれる香料の成分表示など、実効性のある施策を講じるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）